

研究費不正事案に関する調査結果の概要について

1. 経緯・概要

令和3年3月2日に本学の通報窓口である監査室に通報があり、「岩手大学における経費の不正使用に係る調査の手續等に関する細則」第5条に基づき経費不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し（設置日：令和3年3月9日）、調査を行った。

2. 調査期間

令和3年3月9日（火） ～ 令和3年7月26日（月）

3. 調査対象者

農学部 講師 東 淳樹

4. 調査方法

調査対象者に対して、関係資料の提出を求めるとともに、関係者も含めて事情聴取等を実施し、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行った。

<調査委員名簿>

委員名	所属・職名	備考
佐々木 強	理事（財務・労務担当）	委員長
船崎 健一	理工学部・教授	
丸山 仁	人文社会科学部・教授	
八木橋 伸之	弁護士（岩手総合法律事務所）	
阿部 幸治	法人運営部次長	令和3年3月31日委員退任
下屋敷 司	法人運営部財務課長	令和3年4月1日委員就任
佐藤 俊介	研究・地域連携部研究推進課長	
久慈 秀俊	農学部事務長	令和3年3月31日委員退任
八重樫 敬	農学部事務長	令和3年4月1日委員就任

<調査対象期間及び調査対象財源>

関係書類の保存期間（平成25年度～令和2年度）に調査対象者が支出に関連したすべての財源を対象とした。

5. 調査結果

①謝金

調査対象者が指導学生に対し出勤表に虚偽の内容の記載を指示し、実態を伴わない謝金の請求を行った。更に、調査対象者の指示により指導学生を介した現金の還流行為があった。

②旅費

虚偽の申請、報告により実態のない旅費を請求し支給を受けていた。同様の方法で指導学生に対する旅費の支給をさせていた。更に、調査対象者の指示により指導学生を介した現金の還流行

為があった。

③物品関係・役務関係

物品関係、役務関係については、研究費不正は見受けられなかった。

○不正に支出された研究費等の額

資金の種別	不正使用額 (円)	不正使用が行われた年度	不正に関与した 研究者数
科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金)	1,341,332	平成25～27年度、令和2年度	1人
財団助成金	101,800	平成30年度	1人
奨学寄附金	123,660	平成28年度、平成29年度	1人
運営費交付金	120,000	平成29年度、令和2年度	1人
合計	1,686,792	—	—

以上から、調査対象者が意図的に研究費の不正使用を行ったと判断し、指導学生に指示をして現金の還流行為を行っていたことから、不正使用及び不適切な行為があったと認定した。なお、調査対象者は、プールした現金は研究室の運営等に使用したとしており、私的流用を客観的に証する証拠も見られなかったことから、私的流用があったと断定することはできなかった。

6. 発生要因及び再発防止策

<発生要因>

(1) 調査対象者の倫理観の欠如及び啓発活動の実行性

岩手大学が受講を義務付けたコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講・修了しているほか、不正使用を行わない旨の誓約書を提出しているにもかかわらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行っており、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。

また、研究指導をする調査対象者とそれを受ける学生という関係性において、学生がその指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、組織としての啓発活動が不十分であった。

<再発防止策>

啓発活動の実効性を高め構成員の意識改革をする為、以下の再発防止策を講ずる。

①構成員への研究費不正使用防止意識の周知徹底

構成員の意識改革を促すため、今回の事例も踏まえ学長のリーダーシップのもと、全構成員へ不正使用撲滅の意識を周知徹底する。

②コンプライアンス教育及び誓約書の提出の定期化

平成28年に全教職員に実施して以降、新規採用者のみに対して実施している「コンプライアンス教育」と「誓約書提出」を、今後は3年毎に全教職員に実施する。

③学生への重点的なコンプライアンス教育

研究室に配属する学部学生及び大学院生全員に「経費の不正使用防止の為の資料」を配付し学生へ不正使用に関する知識の浸透を図る。

<発生要因>

(2) チェック体制の問題

謝金、旅費とも事務部門等による実態確認が必ずしも充分とはいえなかった。

＜再発防止策＞

謝金、旅費の支出に係るチェック体制の強化の為、以下の再発防止策を講ずる

①謝金支出ルールの周知徹底

謝金実施計画の事前提出について周知徹底を図り事務部門の実態確認が出来る状況とする。
また、やむを得ず謝金実施計画が事後提出になる場合には、当事者である学生への事実確認を実施する。

②事務部門による日常的なモニタリングの充実

出張計画の実施状況確認として、これまでも事務部門によるモニタリングの実施をしてきたが、更にチェック体制を強化する為、定期的に全体件数の5～10%の実態確認を実施する。

③内部監査の充実

・謝金

謝金受給者を無作為に抽出してヒアリングを実施しチェック体制の強化を図る。

・旅費

宿泊を伴う出張を複数抽出して宿泊施設に宿泊確認を行い客観的な実態確認を定期的に行う。

以上の再発防止策について構成員に周知することで牽制効果を更に高める。

7. 調査対象者への措置の内容

調査委員会の調査により、謝金及び旅費を架空請求した事実及び指導学生を介した現金の還流行為が確認されたことから、国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条及び国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第4条に基づき、調査対象者の懲戒等の処分を懲戒審査委員会及び教育研究評議会で審議し、令和3年9月30日（木）に懲戒処分（停職6月）とした。また、不正使用額等を調査対象者から返還させる措置を講ずる。

【本件問合せ先】

岩手大学法人運営部総務広報課長 東

TEL：019-621-6004

FAX：019-621-6014